

機関番号：14401

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530072

研究課題名（和文） 契約解除原因に関する総合的研究

研究課題名（英文） Analysis of the termination of contract

研究代表者

松井 和彦 (MATSUI KAZUHIKO)

大阪大学・高等司法研究科・准教授

研究者番号：50334743

研究成果の概要（和文）：わが民法典においては、契約を解除する場合には、解除権の行使に先立って催告をすることが原則として求められている（催告解除の原則）。他方、その例外（無催告解除）も規定されており、判例・学説によっても同様の例外が認められている。しかし、両者に通底する解除要件が存すると考える。そこで、包括的な解除要件を定めるウィーン国連売買条約などの国際規模での契約法の統一規範や 2002 年に改正されたドイツ民法の解除要件を検討し、債権者の契約利益に対する著しい侵害が催告解除・無催告解除に共通する正当化原理であることを確認した。

研究成果の概要（英文）：In Japanese Civil Code, if a creditor will terminate in a case of delay in performance of a contractual obligation, he must give a notice fixing an additional period of time of reasonable length for performance before the notice of termination. On the other hand, its exception rules exist in the Civil Code and jurisdiction. But there is any general principle on the requirements of termination between them. I studied the requirements of termination in the Uniform law --especially United Nations Convention on Contract of International Sale of Goods(CISG) and UNIDROIT-Principles-- and German law, and confirmed a general principle. It is a “fundamental non-performance which substantially deprives the creditor of what the creditor was entitled to expect under the contract”.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：債務不履行、給付障害、解除、催告

1. 研究開始当初の背景

私はこれまで、契約締結と履行期との間に、何らかの理由で相手方から債務が履行されない見込みが判明した契約当事者は、如何なる

要件の下で、如何なる法的対応策をとることができるのか、という問題（いわゆる契約危殆の問題）を研究してきた。債務が履行されないと思込まれる事由としては、債務者の履

行能力の欠如（信用状態・財産状態の悪化、瑕疵ある給付目的物の製造、給付目的物の製造・調達の遅延など）と、債務者の履行意思の欠如（履行拒絶）とに分けることができ、第一次的な対応策として自己の債務の履行を停止する権利（履行停止権）、第二次的な対応策として履行期前の契約解除権（および損害賠償請求権）について研究を行ってきた。そして、これを通じて、債務不履行に関するわが国の伝統的理解である三分類説（履行遅滞・履行不能・不完全履行）に対して、「契約危殆」とでも呼ぶべき第四の新たな不履行類型があるのではないかと提言を行ってきた。

その際、取引のグローバル化が進むなか、外国の国内法のみならず、国際取引法規範をも視野に入れて検討をする必要があると考え、国際動産売買に関する国連条約、ユニドロワ国際商事契約原則、ヨーロッパ契約法原則も比較法の対象として研究を進めてきた。

このように、従来の私の研究における主眼は、履行期前における法的救済手段を認める場合の解釈論的根拠、法的救済手段の内容（履行停止権、契約解除権）、債務不履行法体系上の位置づけ等、「契約危殆」責任の構築にあった。

2. 研究の目的

本研究においては、上に述べた従来の研究を部分的に引き継ぎつつ、ただし契約危殆という責任発生要件ではなく、その法的効果のひとつでもある契約解除権に焦点をあて、履行期の前後を問わず、給付障害の法的効果としての契約解除権の要件論を、比較法的検討を通じて解明することを目的とする。

わが民法典においては、契約解除権の要件を定めた総則規定は、3箇条である。すなわち、原則規定である民法541条、定期行為の遅滞に関する542条、不能に関する543条である。このように、わが民法典においては、解除に関する総則規定が少なく、多様な債務不履行態様に十分に対応しきれていない。

そこで、従来、判例・学説は、解釈論を通じて、債務不履行態様ごとに解除要件を確立している。例えば、継続的契約における解除の法理、複合契約における解除の法理、付随的義務違反における解除の法理、賃貸借契約の解除に関する信頼関係破壊の法理などである。これらの判例・学説は、事案ごと、契約類型ごと、債務不履行態様ごとにアドホックな解釈論を展開しているようにみえるが、そこに共通する根本思想を看取することができないであろうか。

このような問題意識に基づき、契約の一方当事者に対して契約関係の解消を一方的に宣

言する権利（契約解除権）を正当化する根拠は何なのかを探究し、具体的な解除規定や解除法理の体系的理解を目指すことが、本研究の目的である。

具体的には、第1に、わが民法典に明文の規定のない不完全履行を理由に契約解除権が認められる場合に、判例・学説がどのような要件を必要としているのかについて、分析を行う。とりわけ、遅滞の場合に催告の措置を設けていることの意義、定期行為における遅滞の場合に即時解除権を定めている理由、不完全履行の場合における契約解除権の要件、付随義務違反の場合における契約解除権の要件、継続的契約における契約解除権の要件をめぐりわが国の議論について、検討を行う。

第2に、わが国におけるあるべき解釈論ないし解除法体系を構築するための手がかりとして、比較法的検討を行う。具体的な検討対象は、2002年に大幅に改正されたドイツ民法（BGB）と、1980年に成立し2008年にわが国が加盟した国際動産売買に関する国連条約（CISG）およびその他の国際取引法規範である。ドイツ債務法は、いうまでもなく、わが民法典およびその解釈論に大きな影響を与え続けており、近時の大幅改正によってドイツにおける解除規定がどのような変更を受けたのか、改正法によってどのような考え方が導入され、またはどのような考え方が維持されたのかを知ることは、わが国における解除法体系の構築にとってきわめて有益である。他方、CISGは、法文化、法の歴史、法規定がそれぞれ異なる世界各国から代表者が集い議論を重ねた末に成立した国際取引法規範である。したがって、文化、歴史、各国内法の違いを越えて広範な妥当性を有する法規範といえることができる。このような国際取引法規範において採用されている解除法体系や契約解除権に対するアプローチは、やはりわが国における解除法体系の構築にとってきわめて有益である。とりわけ、2009年8月1日にウィーン国連売買条約がわが国内で発効した現在、同条約の規定を無視することはできない。

また、ユニドロワ国際商事契約原則（PICC）、ヨーロッパ契約法原則（PECL）など世界またはヨーロッパレベルでの契約法の標準化プロジェクトにおいて作成された法規範も、近時の契約法の国際的潮流を見極める意味で、比較法的検討に値する。

これらの比較法的検討を踏まえ、わが国における解除制度の位置づけ、解除の正当化原理および解除権の成立要件を再構成し、その中で催告解除をどのように位置づけるべきかを探究することが、本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究は、日本およびドイツにおける文献の調査を中心に行うが、後述するとおり、必要に応じてドイツの研究者に聞き取り調査を実施することもあり得る。その順序を簡単に示すと、次のとおりである。

まず、契約解除原因論について、わが国の判例・学説がどのように展開されてきたのかを明らかにし、わが国における解釈論上ないし立法論上の問題点を明らかにする。

これを踏まえ、あるべき解釈論ないし立法論を提示するため、比較法的検討として、第1に、100年を超えるドイツ民法学の歴史の中で生成・展開してきた契約解除原因論が、2002年の債務法改正においてどのように整序され規定されたのかを調査する。さらに、BGBにおける契約解除権に関する規定が、学説においてどのように評価され、また判例上どのように解釈・適用されているのかを明らかにする。

第2に、国際取引法規範にも目を転じ、CISGやその他の国際取引法規範において契約解除権がどのように位置づけられ、何が解除原因とされているのかを調査し、同条約の加盟国においてどのように解釈・適用されているのかについても、調査する。

このような比較法的検討を通じて、ドイツ法および国際取引法規範において、契約の一方当事者が、一方的に契約関係を終了させる（すなわち契約上の権利義務関係から離脱する）ことの正当化原理を析出する。その際、解除制度にどのような機能を担わせるのかという問題についても考察を加える。これを踏まえ、わが国の解釈論として（または将来の債権法改正を見据えた立法論として）契約解除権をどのように位置づけ、解除を認めるための要件をどのように設定すべきかについて、検討を行う。

なお、年度ごとの具体的な研究計画は、概ね次のとおりである。まず、1年目である平成20年度は、検討対象の全体（日本法、ドイツ法、CISG等）に関する基本的な資料の収集および日本法に関する文献の精査を行う。これを通じて、研究の大まかな方向性を定める。2年目である平成21年度は、ドイツ法に関する文献の収集・精査を行うとともに、CISG等に関する文献の収集にも着手する。3年目である平成22年度は、CISG等に関する文献の収集・精査を行い、研究成果として論文を執筆する。

4. 研究成果

本研究の結果、得られた成果は、次のとお

りである。

(1) 新たな解除法における催告制度の位置づけ

「契約は守られるべし」との原則を前提にするならば、解除は、形式的にはこの原則を破るものである。したがって、安易に認められるべきではなく、厳格な要件に服すべきである。他方で、解除は、債権者をして契約上の債務から解放するための制度と捉えられるべきである。このような制度理解によれば、解除の正当化根拠は、債権者利益の著しい侵害に求められる。

この基礎に立って解除要件を構築する場合、規定のしかたとしては二通りが考えられる。第一は、債権者利益の著しい侵害を直截に解除要件とする方法（CISGモデル）、第二は、催告解除を原則としつつ即時解除をなし得る例外を設ける方法（BGBモデル）である。

このような解除制度の中で、催告制度は、債権者利益の著しい侵害を擬制するための装置として位置づけられる。その際、右の擬制は、①履行期において債務の本旨に従った履行がなされなかったこと、②そのような不履行状態が一定期間にわたって継続したこと、③これにより契約上予定されていた給付が終局的に実現されないことが確定的となったことにより、正当化される。もっとも、③については、遅滞や追完可能な不完全履行の場合には、客観的・物理的には追完の可能性が残されているため、厳密な意味において、給付が終局的に実現されないことが「確定的」になったとはいえない。しかし、そうであるからといって、長期間にわたり不履行状態が続いたまま債権者を契約に拘束し続けることは債権者にとって認容し得ず、このような負担を債権者に強いてまで、債務を適切に履行しない債務者の契約維持に対する利益のみを一方的に保護することは、公平に反する。いずれかの時点において、給付が終局的に実現されないことを擬制し、債権者を契約の拘束から解放する必要がある。ここでの擬制装置が催告制度である。

催告制度を右のように理解するならば、CISGモデルを採るかBGBモデルを採るかにかわらず、債権者利益の著しい侵害を中核とする解除制度の中に催告解除を位置づけることができる。

これに対して、催告解除を、債権者が迅速に代替取引をなし得るため契約から簡易かつ迅速に離脱することを容認するための制度であると理解する立場もあり得る。実際、BGBにおける付加期間解除の起源をたどると、このような考えに行き着く。しかし、このような理解は、解除を契約尊重原則の例外と位置づけ最終手段として制限的に認めるという基本姿勢との整合性が問題となる

う。

ただし、いずれにせよ濫用的な解除を避けるための措置が必要である。その方法としては、解除要件の規定のしかたに応じ、①C I S Gモデルを採るならば、催告解除の対象となる不履行態様を限定する方法、②B G Bモデルを採るならば、軽微な義務違反について解除を排除する方法がある。

両者の違いは、B G Bにいう「軽微な」に該当しない瑕疵ある給付、すなわち、引き渡された目的物の現状では債権者たる買主から契約利益を本質的に奪うものの相当期間内に追完することにより債権者利益の本質的喪失を回避することができるような瑕疵の場合（例えば、工作用機械の引渡しにおいて、部品が破損していたため機械が全く作動しなかったが、破損した部品を交換することにより機械が正常に作動する状態にすることが可能であり、かつ交換作業およびそれに伴う一定の時間の経過が買主に不合理な不利益をもたらさないような場合）に、催告期間の設定を経由することで解除を認めるか否かという形で表れる。C I S Gモデルによれば、解除は認められないことになる。ただし、瑕疵が追完されない状態の継続が相まって即時解除の要件を満たすことがあり得るが、訴訟においては解除を主張する債権者がこのことの証明責任を負うことになる。

他方、B G Bモデルによれば、催告解除が認められることになる。そうであるからこそ、B G Bモデルを採用する場合には、解除を排除する「軽微な義務違反」の判断が重要になる。遅滞の場合と平行に考えるならば、この判断は、もし瑕疵が終局的に追完されなければ買主の契約利益が実質的に奪われるか否かを基準とすべきであろう。瑕疵が終局的に追完されなくても買主の契約利益が実質的に奪われない場合には、解除を認める必要はない。終局的に追完されなければ買主の契約利益が実質的に奪われる場合には、解除の可能性を開いておく必要があるが、この場合にも、常に即時解除を認める必要はない。追完されれば買主の契約利益が（少なくとも本質的に奪われない程度に）維持されるのであるから、追完の機会を売主に認めるべきであり（つまり催告解除が認められるべきである）、追完の可能性がない場合や、物理的に追完が可能であっても追完に要する時間等により買主の契約利益が実質的に奪われる場合にのみ、例外的に即時解除を認めれば足りる。

(2) 催告制度の機能

催告制度は、債権者利益の著しい侵害という解除の正当化根拠の存否に関する判断の困難さを回避するための補助装置としての機能を有する。具体的には、大きく分けて次の二つの機能である。

第1に、解除の意思表示の時点において、当該解除の適法性につき契約当事者に予測可能性を与える。催告期間の徒過という客観的かつ明確な基準を設けることにより、債権者は、みずからの解除の意思表示が適法なものであるか否かを予測できるため、後に解除が不適法なものと判断され債務不履行責任を負わせられるのではないかと危惧を抱くことなく、安心して解除の意思表示をすることができるのである。そして、このことは、いくつかの派生的な効果を生む。すなわち、債務者においても、解除の適法性に関する予測が容易であるため、無用な訴訟を未然に防ぐことにも資する。さらに、催告期間の設定は、債務者側からみると、催告期間内であれば追完をすることにより解除を回避できることを意味するため、契約関係の維持を促進することにもなる。

第2に、解除の適法性をめぐって訴訟に至った場合においては、債権者側の証明責任を軽減する。すなわち、証明責任の原則に従えば、解除の要件事実につき証明責任を負うのは、解除を主張する債権者である。しかし、債権者利益の著しい侵害という概念は抽象性が高く、このためその存在を証明することには、しばしば困難を伴う。催告期間制度を採用することで、債権者は、相当期間経過後に解除の意思表示をしたことを主張立証すればよいことになるので、証明責任の負担は大幅に軽減されることになる。

(3) 債権者利益の著しい侵害の判断要素

ユニドロフ国際商事契約原則（P I C C）によれば、契約解除原因の中核である「債権者利益の著しい侵害」の存否を判断するための考慮要素としては、次の5つが挙げられる。

①その不履行が、当該契約の下で債権者が当然に期待することができたものを実質的に奪うことになるか否か。ただし、債務者が、そのような結果を予見せず、かつ、合理的に予見することができなかつたときはこの限りでない。

②その債務の厳格な履行が、当該契約の下で不可欠な要素であったか否か。

③その不履行が、意図的または無謀なものであったか否か。

④その不履行が、債権者に、債務者の将来の履行はあてにできないと信ずる根拠を与えているか否か。

⑤契約が解除されたときに、債務者が、履行の準備や提供のための行為をしたことにより過剰な損失を被ることになるか否か。

これらの諸要素は、主要な要素と付随的な要素に分けられる。前者が①②④であり、後者が③⑤である。①②④は「重大な不履行」の主要な類型と概ね重なるが、複数が併存ないし複合することもあり得る。

この結論は、C I S G 25条のように、①の

解釈を通じて導くことが可能である。この意味では、右②および③は、①と内容的に異質なものではない。しかし、あえて別の考慮要素とすることによって「重大な不履行」の内容が明確になり、指標としての透明性が増す。また、PECLのように①②④を「重大な不履行」の成立要件として分離するのではなく、考慮要素と位置づけることで、複数の要素が複合的に存在する場合にそれらを総合的に考慮することが可能になり、より柔軟な判断ができるようになる。しかし、このことは、時として基準としての透明性を犠牲にする。

そこで、柔軟な判断を可能にする基準と予測可能性の高い明快な基準という難しい要請に応えるためには、PICCが列挙する諸要素の位置づけを明確にすることである。学説においては、次のような準則が認められている。第1に、主要な考慮要素である①②④のいずれかが肯定される場合には、それ自体で「重大な不履行」が認められる。第2に、債務者の主観的要素と、解除によって債務者が過剰な損害を被るか否かという要素は、それだけでは「重大な不履行」の判断を直接左右するものではなく、①②④の主要な考慮要素だけでは存否が明らかでない場合に、補充的に作用する。

さらに、履行の遅延の場合に限定して付加期間解除が採用されていることも、予測可能性を高めることに大きく貢献している。

他方、PICCの規定には、一定の限界もある。

PICCは、その名のとおり、国際的な商取引を前提としたルールである。もちろん国内における非商取引において当事者がPICCに依拠する旨を選択することは妨げられないが、主に念頭に置かれているのが国際商事契約であることに違いはない。このため、一般法たる民法の解釈論としてどれだけの一般性を有するののかについては、留意する必要がある。また、①の要素において展開されている合理的使用のルールは、もともとCISGの下で展開されたルールであり、そこでは動産売買しか前提とされていない。しかも、裁判例の事案は、転売目的の種類物に関する商人間における売買である。このようなルールをどこまで一般化できるのかは、慎重に検討する必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 松井和彦「ユニドロワ国際商事契約原則における契約解除要件」阪大法学 61 卷 3・4 号 (2011 年 11 月) 掲載予定 (査読なし)

- ② 松井和彦「法定解除権の正当化根拠と催告解除(二・完)」阪大法学 61 卷 2 号 (2011 年 7 月) 掲載予定 (査読なし)

- ③ 松井和彦「法定解除権の正当化根拠と催告解除(一)」阪大法学 61 卷 1 号 (2011 年 5 月) 55-109 頁 (査読なし)

[図書] (計1件)

- ① 潮見佳男＝中田邦博＝松岡久和編『概説国際物品売買契約』(2010 年 6 月・法律文化社)

松井和彦「第7章II 4-6, III 1-2」(履行の危殆化に基づく履行の停止、履行期前の契約解除、分割履行契約における義務違反に対する救済、売主の義務違反に特別の規律総論、売主の追完権) 160-177 頁を執筆。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松井 和彦 (MATSUI KAZUHIKO)

大阪大学・高等司法研究科・准教授

研究者番号：50334743